2　事業の目的と概要	
（1） 事業概要	本事業では、ウガンダ共和国（以下ウガンダ）国内の南スーダン共和国（以下南スーダン）難民が生活する北部のインヴェピと、コンゴ民主共和国（以下コンゴ民）難民が中心に生活する西部のチャカ II の 2 つの難民居住地区において、女性支援センターを活用して特に脆弱性の高い状況にある難民およびホストコミュニティの女性への保護の提供を実現することを目的とする。保護の実現手段として、第一に女性支援センターに設置される相談窓口を活用した女性に対する性的ジェンダーに基づく暴力（Sexual Gender-based Violence、以下 SGBV）への対応能力強化、第二に SGBV 被害者となり得る女性を対象に精神的自立を目指した生活能力強化支援を実施する。 The Project aims to contribute to build the local capacity for protection of women in refugees and host community in two refugee settlements in North and West Uganda. The following two major activities for provision of protection for women will be implemented; 1. Set up a SGBV response mechanism for women through consultation and counselling desks, and 2. Strengthen of life skills of women who could be victims of SGBV for their mental independence.
（2）事業の必要性と背景	（ア）事業実施国の状況 ウガンダは、2021 年 5 月末において南スーダン難民 92 万人、コンゴ民難民 43 万人を受け入れており、アフリカ最大の難民受け入れ国となっている[2]。2016 年より南スーダンからウガンダ北部へ、2017 年末よりコンゴ民東部からウガンダ西部への大規模な難民の流入が続いてきた。現在は 2020 年 3 月以降に発生した新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）と、ウガンダ政府によるその感染拡大予防政策の影響で公式には正規の難民受け入れは一時停止されているが、国連難民高等弁務官事務所（以下 UNHCR）の報告では依然難民数は増加しており、継続する近隣国の紛争・戦闘、経済危機、自然災害などにより、難民の母国帰還実現は非常に厳しい現状である。具体的なウガンダ全体の難民増加数は、2019 年 7 月には 1,303,802 名、2020 年 7 月には 1,428,961 名、2021 年 7 月では 1,499,562 名と 3 年間の推移を見ても右肩上がりである[3]。 ウガンダでは長期化する避難生活と新しい難民の増加とともに、脆弱性の高い女性や女児への SGBV 被害の報告数が増加している[4]。ウガンダの全難民居住地区内での SGBV 被害件数の推移は、1,394 件（2020 年 1 月～3 月）[5]、1,860 件（2020 年 1 月～6 月）[6]、2,895 件（2020 年 1 月～9 月）[7]、3,999 件（2020 年 1 月～12 月）[8]であり、1 年間を通じて SGBV 被害件数が 2 倍以上となっている。SGBV 被害者であっても、心理的物理的に相談にアクセスすることが困難であったりまた相談すること自体を認識していなかったりと、確認されていない被害は非常に多いとされている[9]。更に医療体制、社会経済基盤がぜい弱な対象地において、COVID-19 の拡大に伴い就労機会が激減しており、もともと経済的・社会的に弱い立場にある女性がさらに厳しい環境に追いやられている[10]。そのため女性の保護として SGBV 被害者への対応、また被害者

[2] UNHCR, Uganda Comprehensive Refugee Response Portal, https://data2.unhcr.org/en/country/uga
[3] Ibid.
[4] UNHCR, Uganda: UNHCR Monthly Protection Update - Sexual and Gender Based Violence (SGBV) (November 2019)
[5] UNHCR, Uganda Refugee Resoponse Plan 2020-2021, Gender-Based Violence Dashboard Quarter 1, January – March.
[6] UNHCR, Uganda Refugee Resoponse Plan 2020-2021, Gender-Based Violence Dashboard Quarter 2, January-June.
[7] UNHCR, Uganda Refugee Resoponse Plan 2020-2021, Gender-Based Violence Dashboard Quarter 3, January-September.
[8] UNHCR, Uganda Refugee Resoponse Plan 2020-2021, Gender-Based Violence Dashboard Quarter 4, January-December.
[9] UNHCR, Uganda: UNHCR Monthly Protection Update - Sexual and Gender Based Violence (SGBV) (November 2019)
[10] UN Women, What happened after COVI-19 hit: Uganda, https://www.unwomen.org/en/news/stories/2020/12/what-happened-after-covid-19-hit-uganda

	となりえる立場にある女性への対応は直接的なカウンセリングのみならず啓発活動や社会参画を目指した研修など多分野にわたるマルチセクトラルな支援が求められている[11]。 <u>（イ）申請事業内容</u> 　前述したウガンダにおける難民の女性や女児の置かれる状況に基づき、以下の通りに対応すべく事業内容を策定した。ウガンダ国内には現在 28 の難民居住地区が存在するが[12]、本事業対象地として北部の南スーダン難民受け入れ居住地区 1 ヵ所、西部のコンゴ民難民受け入れ居住地区 1 ヵ所を選定した。北部のインヴェピ難民居住地区では、約 53 ㎢の土地が計 4 つのゾーン（区域）に分かれており、既存の女性支援センターへのアクセスが困難なゾーン 3 内の第 5、6、7、8 村の中間地点となる第 6 村に新センターを建設する。西部のチャカ II 難民居住地区では、約 81.5 ㎢の土地が計 9 つのゾーンに分かれ、現在 5 棟の女性支援センターがある。現地政府との協議を踏まえ、既存の女性支援センターにアクセスしづらいブケレ・ゾーンを新センターの建設地とした。 　難民居住地区内では、SGBV 被害を受けた女性や女児が、心理的物理的に相談窓口にアクセスすることが困難であり、また相談すること自体を認識していない事象が多いとされている。当事業では事業対象地に女性支援センターを建設し、同センターにおいて女性が物理的にもアクセスのしやすい場所に相談窓口を提供する。 　女性の保護実現のためには、女性の SGBV からの保護機能の確保、SGBV についての知識の蓄積および情報共有に加え、生活に必要な技術や識字教育等を通じて学びを高め、女性が置かれる立場を改善していくことが必要である。そのため、女性の能力向上支援として同センターにて女性への生活能力トレーニングを実施する。またトレーニングを受けた女性には地域の女性グループへの参加を促し、人とのつながりを持ち精神的自立の一歩として女性の社会参画を進めていく。生活能力トレーニングの内容は既存の女性グループへの聞き取りと市場調査から、ミシンを利用した裁縫トレーニングと頭髪のカットや編込みを行う美容・理容トレーニングを実施する。更に衛生普及および COVID-19 を含む感染症予防の観点から、手洗いに必要な石鹸のニーズが高まっており、自家消費を念頭においた石鹸製作もおこなう。材料は近隣で入手可能なものを使用する。 　現在までに、1 年次の計画としていた女性支援センターの建設に係る調整、調達準備ほか各活動を進めている。建設案件に関しては、7 月末現在で各建設施設の入札、応札を終え、建設が開始された。当団体のエンジニア監督のもと、定期的にモニタリングを実施し、進捗を監督している。センター運営委員会の形成、技術トレーニングおよび SGBV トレーニングの受講者の選定に関しては現在準備中である。本年 6 月以降、COVID-19 の感染者数は急増し、併せて都市間移動や大人数での集会の禁止措置などの政府の拡大防止対策も再開された。事業実施に際しては、以下の点に配慮すると同時に、スタッフ間でも徹底する。1)ウガンダ保健省、各現地行政機関、UNHCR や COVID-19 タスクフォースチームと緊密に連絡を取り、常に最新の情報を入手する。2)連絡調整はメール・電話・オンラインを活用し、対象地域関係者への感染拡大の可能性を避ける。3)マスク装着・手指衛生を徹底し、裨益者とは 1m 以上の距離を保つなど、感染拡大防止に細心の注意を払う。4)研修等を実施する際には密にならぬよう少人数で開催する。5)スタッフが感染もしくは濃厚接触した場合は、本人および濃厚接触者の隔離と検査を行い、一定期間の自粛期間を設ける等の措置を取り、更なる感染拡大予防を徹底するほか、ウガンダ政府保健省の感染対応ガイドラインに沿って対応を行う。

[11] UNHCR, SGBV Dashboard Quoater3 Uganda Refugee Response Plan (RRP) 2019-2020
[12] UNHCR, Refugee situations operations portal, https://data2.unhcr.org/en/dataviz/19

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

本事業では、夜間照明や、月経時に対応する更衣室を備えた女性支援センターを建設し、裁縫、美容・理容技術習得の場を提供する。センターには、配偶者や家族などからの暴力相談窓口を設置し、現地保健師と協力し、女性が抱える各種問題に対応する。これらの活動は、「貧困改善」、「識字教育の提供」、「職業訓練の提供」、「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」、「衛生的環境の改善」、「女性の地位向上」、「女性の社会参画」という点において、SDG の目標 1.5、4.5、5.2、5.5、6.2 に貢献しうる。

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／良い統治	貿易開発	母子保健	防災
2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外
栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化
9:不明／未定	9:不明／未定	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外

●外務省の国別開発協力方針との関連性

本事業では、北部及び西部に設置されている難民居住地区に住む難民やホストコミュニティ住民を対象として、コミュニティのレジリエンスを強化し、人々の職業スキル向上を支援するため、国別開発協力方針であげられている重点分野（4）北部地域の社会的安定の下、「北部地域平和構築・開発支援」および「難民・ホストコミュニティ支援」に該当する。

●「ＴＩＣＡＤⅥおよびＴＩＣＡＤ7における我が国取組」との関連性

TICAD7 の「3 アフリカ主導の取組を後押し」の中の「難民・国内避難民支援と若者を中心とした人道支援」の取り組みに合致する。人道支援として「水・衛生、保健、保護」、自立支援として「雇用促進、保健医療、コミュニティ・インフラ」を実施する。

https://www.mofa.go.jp/files/000183834.pdf

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/ticad7_torikumi_ja.pdf

（3）上位目標

テレゴ県インヴェピ難民居住地区、チェゲグワ県チャカ II 難民居住地区において、女性の生活が改善され、コミュニティ内での女性の保護の仕組みが強化される。

（4）プロジェクト目標（今期事業達成目標）

インヴェピ難民居住地区及びチャカ II 難民居住地区の難民・ホストコミュニティにて新規建設する女性支援センターを活用した女性の保護の仕組みが作られる。

（第 2 年次に達成すべき目標）

建設された女性支援センターを運営し、女性用福祉相談、SGBV 啓発活動、生活能力トレーニング等が実施されることにより、対象地域における女性の保護・精神的自立への理解が進むようになる。

（5）活動内容

活動 1：女性支援センターの運営体制構築

＜1 年次の実施状況＞

- 女性支援センター建物建設：予定通り 12 月中の完成予定。
- センター用家具の設置：設置予定の家具の精査中。
- センター運営委員会の形成：両難民居住地区の対象地域において女性リーダー、住民リーダーたち とミーティングを開き、センターでの活動内容やセンター運営委員会の選出方法についての共通認識を確認した。活動 4 の生活能力トレーニング参加者決定後（9～10 月）にセンター運営委員会を形成する。
- センター運営委員へのマネージメント研修：センター運営委員会形成後に実施する。

1-1　センター運営委員へのマネージメント研修

1 年次に形成したセンター運営委員会のメンバー（委員長、会計、書記、広報担当

	を含むメンバーで構成、インヴェピは8名、チャカIIは6名、ジェンダーや難民とホストコミュニティのバランスも考慮したメンバー）に対し、外部から講師を招き、センター運営に必要なマネージメント能力向上のための研修を行う。年に2期、1期につき3回の研修を実施する。センター運営委員会は、1年目にセンターが担う役割、各メンバーの担当業務、センターの管理方法や各種の記録方法、センターの運営計画などの基礎的なマネージメント研修を実施し、2年目となる本年の研修では、1年目の運営状況を振り返るとともに、課題（運営資金管理、センター運営方法、広報活動など）を抽出した上で、改善が必要とされる課題に対して優先的に取り組み、センター運営委員がより適切で有効な運営ができるような体制を整える。なお、参加者への軽食の提供に関して、参加に際して参加者の就業時間が減ることに対する代替となること、通常他支援団体がいずれも提供していることを考慮し、軽食・昼食の提供を行う。 1-2　センター運営委員へのカウンセリング研修 本事業期間内では、村落保健チーム[13]が女性福祉相談を行うが、事業終了後は、センター運営委員会のメンバーが窓口相談員として役割を担ってもらうため、委員会のメンバーに対して村落保健チームが受けているものと同等のカウンセリング方法の研修を実施する。研修は年に2期（1期に3回）実施する。研修の講師は事業地で同内容の指導経験のある者を雇用する。本研修ではGBV・SGBVや母子保健、月経衛生管理の一般的な知識に加えて、カウンセリングに必要な知識、基本的な聞き取りや傾聴方法、守秘義務の厳守や記録、報告、専門家への照会方法などをケーススタディなども取り入れながら身につける。研修終了後は、運営委員メンバーも村落保健チームメンバーと共に福祉相談を実践していく。事業終了後は、村落保健チームは相談員としてではなく、運営委員の福祉相談のモニタリング実施やアドバイザーの立場等となり、福祉相談は主に運営委員メンバーによって実施され、センター運営以外の場においても地域の女性が気軽に福祉相談ができる存在となり、地域における女性保護の体制構築、またその体制を強化する中心的存在になることを期待する。同研修においても上記1-1と同様に参加者への軽食・昼食の提供を行う。 <u>活動2：女性用福祉相談窓口の設置・運営</u> ＜1年次の実施状況＞ • 各村の女性たちとのミーティング実施：インヴェピ難民居住地区の対象4村、チャカII難民居住地区対象3村の女性リーダーや住民リーダーとミーティングを開き、女性支援センターでの活動に関する説明を実施。 • 相談員の形成：6月に政府が発令したCOVID-19感染拡大防止措置強化の影響で、地域内での公共交通機関による移動や集会の実施が制限されたことから、相談員の形成に遅延が生じている。COVID-19感染予防を徹底した上で、10月に実施予定。 • 女性用福祉相談実施：相談員の形成後に実施予定。 2-1　女性用福祉相談実施 センターにおいて、家庭内の問題、育児の悩み、体調についてなど女性が家族や特にパートナーに知られずに気軽に相談出来、年齢に関係なく思春期の女児を含めて訪問できる福祉相談の窓口を設置する。この相談員は、ファーストエイドや相談の受付、データ収集法・記録法などの訓練を受けた村落保健チームが務める。保健省からは村落保健チームに給与は支払われていないが、保健省が定めた通常の業務以外を実施する際には、保健省と国際機関等の間で日当金額が決められているため、当事業でも既定の金額を支払う。村落保健チームメンバーは村の人口によるが1つの村に10名

[13] 村落保健チーム（Village Health Team）とは、ウガンダ保健省により2001年に同国内に作られたシステムである。村落保健チームには、居住するコミュニティから選出された村落保健普及員(ホストコミュニティ住民・難民)が所属している。村落保健普及員は各家庭を訪問し健康問題に関する聞き取りを行い、地域の保健施設へ報告を行っている。村落保健普及員と住民の間には、既に信頼関係が構築されており、コミュニティと地域の保健施設との橋渡しをする役割を果たしている。

前後おり、現在 COVID-19 の状況下で他の支援団体による衛生意識向上活動や予防活動に従事している者もいるが、常勤でいる者は多くない。そのため、福祉相談に対応できる者を調整して相談員を複数名選出し平日にセンターに交替で 1 名が勤務し、女性が常時相談を受けられる体制を整えて実施する。相談員のとりまとめは、センター運営委員と当団体のセンター担当者が行う。相談員は毎日の記録をつけ、必要に応じて随時相談員間、運営委員、当団体スタッフで情報の共有を行い、月に一度は相談員、運営委員、当団体スタッフが集まってミーティングを実施し、相談者のプライバシーに配慮しつつ、相談状況、問題の傾向を共有する。相談内容によっては、当団体のスタッフを通して、インヴェピ難民居住地区であれば NGO の DRC（Danish Refugee Council）、チャカ II 難民居住地区であれば NGO の ALIGHT とそれぞれ保護担当の国際団体に連絡を取り迅速に必要な対応を行う。また各地域の村落保健チームとも情報共有し、コミュニティや世帯での諸問題の解決を図る。

GBV・SGBV に関する相談から、母子保健・月経衛生管理等、特に女性の健康に関する問題に対応するが、GBV・SGBV や医療保健など専門性が必要な事例の場合は、速やかに第三者専門機関への照会を行う。SGBV 被害報告の際には迅速に難民居住地区内のリファーラルシステムにつなぐことで、適切な医療・司法・社会的な対応を可能にする。女性自身が問題の深刻さに対して無自覚であることも多く、センターで早期に問題発見をし、問題の深刻化、悪化を未然に防げる枠組みを設ける。

<u>活動 3：SGBV 啓発活動</u>

＜1 年次の実施状況＞

- SGBV トレーニングの実施：第一回は 9 月～10 月、第二回は 2022 年 1 月～2 月に実施予定。
- ワークショップの実施：6 月 6 日及び 6 月 18 日にウガンダ政府が COVID-19 感染拡大予防対策措置を強化したことにより、6 月 20 日の世界難民の日の啓発活動は自粛することとなったため、未実施。事業後半期間にある記念日等で実施予定。

3-1　SGBV トレーニングの実施

年に 3 回（1 回につき 3 日間、6 か月目～7 か月目の間に 2 回実施、3 回目は 12 か月目に実施）、外部講師を招き SGBV トレーニングを実施する。活動 4 の生活能力トレーニング参加者を対象に計 2 回、福祉相談窓口利用者やコミュニティリーダー等を対象に 1 回実施する。1 回のトレーニングには、インヴェピ 40 名、チャカⅡ35 名の参加を予定している。トレーニングは女性のみでなく、男性の参加も促していく。トレーニングは 1 回 3 日間で完結するものとし、SGBV 防止の他、リプロダクティブヘルス、月経衛生管理や衛生普及の側面も含む。また、受講者自身が次の発信者となるべく、トレーニングを双方向性のものにし、受講者の特長を活かしたパフォーマンスによる発信などもできるよう配慮する。また公衆衛生アドバイザーを専門家として雇用し、SGBV トレーニングやワークショップ、性教育、衛生知識普及などに関する技術的な助言を行ってもらう。上記活動 1－1、1－2 と同様に参加に際して参加者の就業時間が減ることに対する代替となること、通常他支援団体がいずれも提供していることを考慮し、軽食・昼食の提供を行う。

【1 年次申請からの変更点】

・当初 SGBV トレーニングは年に 2 期実施予定だったが、コミュニティリーダーや生活能力トレーニング参加者の家族など、女性だけでなくより多くの男性の参加を促すため、年に 3 期実施することとした。

3-2　学校訪問活動の実施

上記活動 3-1 で SGBV トレーニングを受講した女性達が主体となってセンター近隣の合計 5 校の小・中学校を訪問して生徒や教師を対象に啓発活動を行う。回数は各校 1 回、開催時期は SGBV トレーニング後で活動 4 の生活能力トレーニングが行われていない 7 か月目と 12 月目に予定しているが、COVID-19 の感染状況も鑑み学校との調

整の上決定する。啓発内容は、SGBV 防止、衛生普及活動や月経衛生管理活動などである。これらの活動は、生徒や教師が SGBV に関する知識を得るだけではなく、女性たちがトレーニングを通じてインプットした SGBV の知識等を児童、生徒や教員にアウトプットすることで、女性たちの知識の定着に繋がる。さらに、当事業の福祉相談窓口などを広く地域の人々に周知し、センターの活動を地域全体で活用してもらうことを目指す。また、同活動のための事前ミーティング実施に際して、参加者に飲料水および軽食を提供する。これらは就学、就業時間外の活動に対する措置として通常他支援団体が実施していることも考慮して提供する。

3-3　ワークショップの実施

年に 3 回、世界手洗いの日、世界難民の日、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、女性たちがゲームや劇などを取り入れた SGBV 防止、衛生知識等のワークショップを実施する。これらのイベントの日には首相府（以下 OPM）や UNHCR などがイベントを実施するため、そのイベントのセッションでパフォーマンスなどを実施する。上記 3－2 の活動同様に、イベントでのパフォーマンスを通して、女性たちがインプットした SGBV の知識等の定着を図るとともに、当事業のセンターの活動を地域全体で活用する契機となることを目指す。

<u>活動 4：生活能力トレーニングの実施</u>

＜1 年次の実施状況＞

- 対象村の参加を希望する女性たちの選定：インヴェピ難民居住地区の対象 4 村、チャカ II 難民居住地区対象 3 村の女性リーダーや住民リーダーとミーティングを開き、生活能力トレーニングに関する説明を実施。第一回の参加者の募集は 2021 年 9～10 月実施予定。
- トレーニング内容決定：裁縫、美容・理容、石鹸製作、識字・会計トレーニングを実施する予定である。具体的なカリキュラムなどは受講者が決定した後にトレーニング講師とも相談し、受講者の経験なども考慮して決定する。

4-1　トレーニングに必要な資機材の設置

トレーニングに必要な、ミシン、布、裁縫道具、美容・理容道具などを購入して、センターに供与する。センターでは、運営委員会が資器材の管理を行う。

4-2　対象村の参加を希望する女性たちの選定

対象両居住地区の計 7 村にて、女性支援センターにおいて実施するトレーニングに参加希望する女性たちを募り、クラス分けを行う。裁縫、美容・理容コースともに 1 期（4.5 か月）につき 1 村より 5 名、両居住地区で計 35 名が受講する。トレーニングは 2 年次に 2 期実施し、3 年次に 1 期実施予定である。参加者の選定は、難民居住地区内の掲示板等に広告を掲示し公平性を担保するほか、地元住民グループや関係機関と連携し、より機会に恵まれていない女性にも機会が与えられるよう配慮する。参加希望者には当団体スタッフが面接を実施し、経済状況や生活環境なども考慮に入れ、関係者とも相談の上、総合的に参加者を決定する。1 年次後半に 2 年次の前半実施のトレーニング参加者を、2 年次前半に 2 年次後半のトレーニング参加者を、2 年次後半に 3 年次のトレーニング参加者の選定を行う。

受講者は、基礎的な読み書きができ、他団体の同種の研修を受講しておらず、継続してトレーニングに参加できる予定の者、最後まで修了する意欲のある者を選定する。また、トレーニング参加者やセンター運営委員を中心に女性グループを形成し、VSLA (Village Savings and Loan Association)と呼ばれる講システムのようなコミュニティ基金の仕組みを運営するため、センター運営委員と共にこの VSLA への参加を承諾する者から選ぶようにする。

4-3　トレーニングの実施

裁縫、美容・理容トレーニングは、1 期を 4.5 か月とし、2 年次に 2 期実施する。識字・会計トレーニングは、裁縫及び美容・理容各トレーニング修了者に対してセット

として実施し、2 年次に 1 期、3 年次に 2 期実施する。石鹸製作トレーニングは、短期のトレーニングとし、年に 3 期、2 週間のトレーニングを 2、3 年次に実施する。原則として各トレーニングの受講者の重複がないように参加者を募集する。各トレーニングには外部講師を招き実施する。

またトレーニング実施前後には、参加者に対してアンケートを実施し、技術が獲得できたか、生活向上につながる自信ができたかなどの項目で、女性の精神的自立が向上しているか測るようにする。また、裁縫、美容・理容トレーニング参加者に対して生活能力トレーニングの一環として、修了後にビジネスを行うために必要な基礎的な帳簿の付け方、出納管理を学ぶための識字・会計トレーニングを実施する。

表 1 トレーニング実施要領

	トレーニング内容	受講者数
2 年次	1 期生 A：1 学期 裁縫 4.5 か月+ 2 学期 識字・会計 4.5 か月	35 名
	1 期生 B：1 学期 美容・理容 4.5 か月+2 学期 識字・会計 4.5 か月	35 名
	2 期生 A：2 学期 裁縫 4.5 か月(*)	35 名
	2 期生 B：2 学期 美容・理容 4.5 か月(*)	35 名
	石鹸 2 週間（各 35 名）x3 回	105 名
	合計	245 名
3 年次	2 期生 A：3 学期 識字・会計 4.5 か月	（35 名）
	2 期生 B：3 学期 識字・会計 4.5 か月	（35 名）
	3 期生 A：3 学期 裁縫 4.5 か月+ 4 学期 識字・会計 4.5 か月	35 名
	3 期生 B：3 学期 美容・理容 4.5 か月+4 学期 識字・会計 4.5 か月	35 名
	石鹸 2 週間（各 35 名）x3 回	105 名
	合計	175 名

*2 期生 A と B は年次を跨いでトレーニングを受講する

【1 年次申請からの変更点】

・受講生が乳幼児をやむを得ず同行させざるを得ないケースが想定され、乳幼児の安全を確保するため、幼児教育の資格を持つ人材を傭上し、センター施設内で乳幼児を預かる環境を整える。

・裁縫、美容・理容トレーニングは一定の技術を獲得することを目指して、現地政府が管轄する第三者機関による実技試験を実施する。実技試験合格者には、修了証を発行し、トレーニング後の製作活動における製品の品質水準、技術水準の証となるようにする。

4-4　モニタリング

女性の精神的自立は、女性が自己での意思決定、問題解決、批判的思考やストレスへの対処ができるような能力を向上させることとして活動４の生活能力トレーニングを実施する。そのため女性の精神面の向上については、個別インタビューやフォーカスグループディスカッションを行い、SGBV や生活技術に関する理解度を測るだけでなく、研修機会を通して近隣のコミュニティの知り合いが増えることでコミュニティへのアクセスを獲得し、社会参画への道筋がつけられたか、家庭内の人間関係や生活への自信や肯定感が向上したか、技術の習得意欲が活動前と比較して高まったかどうか、ストレスに対する対応に変化があったかどうかについても聞き取り調査を行う。またトレーニング受講後に、女性グループ活動に参加し、トレーニング技術を活用して家庭以外での活動の従事することも社会参画の目安とする。

生活能力トレーニング終了後には、定期的に修了者へのモニタリングを行い、習得

した技術を活用できるようにアドバイスを行うとともに、女性グループへの参加を促し、トレーニング後も社会参画が行われるように支援を継続する。

センター所有のミシンや美容・理容道具に関しては、センターでのトレーニング実施中も修了者が使えるように別に用意する。トレーニング修了者には、修了後もセンターにきて活動を継続するように促し、一方で、センターに来ない修了者は管理委員会メンバーや PWJ スタッフが家庭訪問し、センターに来ないもしくは来ることができない理由を聞くなどのフォローアップを行う。

特に裁縫では自分や家族のために服を製作し、センター内で販売できるような場所を作り、他の関係機関にも同センターのトレーニングの内容や修了生について周知するなどし、販路拡大を支援する。また美容・理容に関してはセンター敷地内で青空美容室のスペースを確保し、技術を提供できるようにしていく。

現在 COVID-19 対策として、UNHCR が難民居住地区にて NGO から裁縫トレーニングを受けた女性グループに対してマスクの製作を委託し、難民居住地区内にて安価に販売するというプロジェクトが実施されている。本事業でも、このような情報を収集し、トレーニング修了者に情報を提供するとととともに、機会参入を促し支援する。

【1 年次申請からの変更点】

・センターを利用する人々やトレーニング参加者から広く意見を集めるためにセンター内に意見箱を設置し、意見を投函するよう促す。定期的に当団体スタッフが内容を確認し、センター機能の改善、向上の契機とする。

表 2 上記各活動内容に関連する役割

活動内容	センター 運営委員	トレーニング 参加一般女性	福祉相談窓口 相談員 （村落保健チーム）
活動 1－1 マネージメント研修	受講	―	―
活動 1－2 カウンセリング研修	受講	―	一部サポート
活動 2－1 福祉相談実施	サポート	参加可	実施
活動 3－1 SGBV トレーニング	受講	受講	―
活動 3－2 学校訪問活動	実施	実施	―
活動 3－3 イベント啓発活動	実施	実施	―
活動 4－1 資機材の設置	サポート	―	―
活動 4－2 トレーニング参加女性の選定	―	―	―
活動 4－3 生活能力トレーニング	―	受講	―
活動 4－4 モニタリング	サポート	―	―

インヴェピ難民居住地区ゾーン 3 第 5，6，7，8 村
直接裨益人口（対象地域の女性約 1,600 人）と間接裨益人口（対象地域の人口約 3,000 人）
チャカ II 難民居住地区ブケレゾーン
直接裨益人口（対象地域の女性約 4,800 人）と間接裨益人口（対象地域の人口約 8,700 人）

6）期待される成果と成果を測る指標	(2年次) 成果１　対象地域の難民・ホストコミュニティの女性が、家庭での問題やSGBV等の問題を安全に相談できる場所と機会を得る。 指標１　女性支援センターが建設され平日月曜から金曜まで相談員が対応でき、女性が福祉相談を受けることができる。 指標２　女性支援センターにおいて、一月あたり平均150名[14]が相談窓口を利用する。 指標３　センター運営委員会によって毎日のセンター利用記録の保持、建物の開閉管理や清掃、給水管理といったセンター管理が適切になされる。 確認方法：センター利用記録、福祉相談記録、センター会計簿、センター備品簿など 成果２　SGBV防止、リプロダクティブヘルス、衛生、月経衛生管理や母子保健に関する知識や女性の社会参加を促す意識がSGBVトレーニングを受けることによりコミュニティで共有され理解されていく。 指標１　2事業地で年に3期、合計6回のSGBVトレーニングが実施され合計225名以上が参加し、参加者の80%以上がSGBVについて正しく理解する。 指標２　学校訪問活動を実施する女性支援センター近隣の小中学校2事業地合計5校の生徒や教師に衛生知識が共有され、学校での衛生環境（トイレ使用法、手洗い法、校舎やトイレなどの清掃等）が向上する。 確認方法：SGBVトレーニング参加者名簿、啓発活動後のアンケート、モニタリングレポート、月報、学校からの報告など 成果３　対象地域の難民・ホストコミュニティの女性が提供されたトレーニングにより技術を獲得し、社会参画として女性グループ活動に参加する。 指標１　受講生の85%がトレーニングを修了する。 指標２　トレーニングを修了した受講生の80%が女性グループ活動に参加する。 確認方法：センター備品簿、トレーニング記録、受講生出席簿、受講後モニタリングレポート、受講前後のアンケート、受講後の受講生への聞き取り、登録女性グループ数
（7）持続発展性	事業終了後に、センターは難民居住地区を管轄しているOPMと支援を継続しているUNHCRに譲渡して、継続して活用してもらう。UNHCRは女性支援センターを拠点とする女性の保護活動を既に実施しており、更なる拡充を計画しているため、本事業の提案にも非常に協力的であり本事業終了後のセンター運営に関しても話を進めている。OPMも女性支援センター事業を希望しており、事業終了後の建物の所有とその運営活動への支援を約束している。事業期間中には両者と更に協力体制を築いていき、本事業終了後のセンター活用に関しての覚書（以下MOU）を締結し、OPMとUNHCRの支援によって運営・活動を継続していく予定である。 実際のセンター運営は、事業期間中から継続して運営委員会が実施する。事業実施中からOPMからも運営委員会に加わってもらい、事業終了後もOPMの支援下にて運営を行っていく。対象難民居住地区の他女性支援センターでも、運営委員は無給であるが、センターを利用した女性グループの活動からの収入が望めるため、積極的に運営委員としてセンター運営を担い、センターを利用した女性グループの収益を運営費として使用している。本事業でもセンター運営資金に関しては、利用者からの積立金や、収入補助活動が軌道に乗った際の売り上げの一部など用いていけるような仕組みを構築し、少しでもセンターの自立性を高めるようにする。 トレーニングを修了した参加者は、センターを拠点として女性グループとしての活動を継続するほか、当団体も他団体と連携して就業や活動の促進を側面支援する。現在はUNHCRとUNHCRの保護セクター事業実施団体としてインベェピではDRC、

[14] 他の女性支援センターでの一月あたりの利用人数は約150～200名であり、当事業でも同程度を目指す。

	チャカⅡではALIGHTに、女性支援センター運営管理費を含め女性グループが実施する活動への支援の話を進めているところである。 　当団体としては、本事業終了後も難民支援を実施していく予定であり、OPMとも協力関係を続けていく。その中で、事業終了後も当センター運営委員会への助言などは行っていく予定である。